

議案第 55 号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 26 年 9 月 1 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 3 学年」を「第 6 学年」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）における児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、放課後児童健全育成事業の対象児童が、「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に改められたことに伴い、所要の改正を行うもの